

～毎日の生活の中で、高齢者のみなさまが抱える悩みを
私たちと一緒に解決していきませんか？～

笠岡市地域包括支援センター

当センターは、笠岡市内すべての高齢者を対象として、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるように、様々な支援を行う総合相談窓口としての役割を担っています。

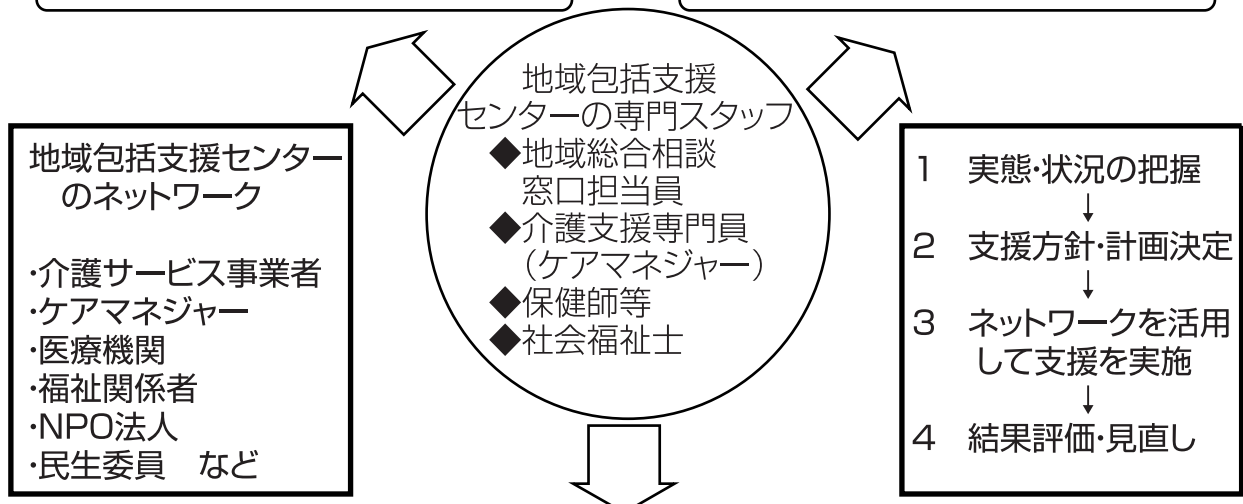
◇当センターでは以下の業務をしています。

◇総合相談・支援

高齢者のみなさんやその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けて、また、お宅を個別訪問して、どのような支援が必要かを把握し、相談・支援をします。

◇権利擁護

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより、高齢者のみなさんの権利を擁護します。



◇介護予防支援(マネジメント)

専門スタッフが生活機能・心身機能などを把握し、一人ひとりの介護予防プランを作成します。(要介護認定において、要支援1・要支援2と判定された方や、介護や支援が必要になるおそれのある方が対象となります。)

2005年の介護保険法の改正で、新しく「介護予防サービス」が創設されました。「介護予防サービス」には、訪問や通所で受けられるサービスのほか、福祉用具のレンタルや特定福祉用具の販売、住宅改修などのサービスもあります。「笠岡市地域包括支援センター」が、「介護予防支援(マネジメント)」をおこない、サービス事業者が「介護予防ケアプラン」にそったサービスを提供するといった流れとなります。(サービス内容の詳細については、当センターまでお問い合わせください。)

非常勤嘱託職員の募集

業務内容：新予防給付ケアプラン作成業務(週5日勤務)

勤務地：笠岡市地域包括支援センター(保健センター内)

給与(1)基本給18万8900円

(2)通勤手当有

期末手当2・55カ月

(3)社会保険・雇用保険有

資格：保健師・介護支援専門員・社会福祉士・看護師・

高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事し

た社会福祉士

募集人数：若干名

申込期限：6月15日(木)

※面接試験などがあります



申込み・問合せは

笠岡市地域包括

支援センター

笠岡市十一番町1-3

(保健センター内)

☎066622まで